

# 京大広報

No. 44

京都大学広報委員会

## 京都大学創立70周年記念 事業の経過について

京都大学創立70周年記念事業の経過については、既に昭和42年9月26日および昭和43年2月15日付けの学報(号外)で詳細に報告されているが、それ以降のことについて次に概要を報告する。

記念事業の五つのうち、式典および70年史刊行は昭和42年にとどこおりなく終了したが、あとに残されたものは、総合体育館建設と大学会館建設および国際学術交流のための奨学資金設定の三つである。

これらの事業を実施するために必要な資金は、同窓生、法人、有志の多くの御賛同を得て、目標額に着々と近づいてきたのであったが、昨年の学園紛争のため、募金ものびなやみの状態に陥り、後援会は、残された記念事業遂行を一時見送ることに決定した。

しかし、本年に入って、学園もだんだん平静となり、記念事業の再開を希望する声が学内にも高まってきたので、大学としては、学内の関係委員会に諮ったえ、まず総合体育館に着工することと、募金活動を再開することとを後援会に要請し、本年9月最終的にその了承を得た。諸手続の完了次第体育館建設に着工する予定である。

この総合体育館の建設予定概要は、次のとおりである。

建設予定地 京都大学西部構内  
構造 鉄骨、鉄筋コンクリート造、半地下1階、地上1階建(一部2階)  
面積 体育館 建築面積 3,585m<sup>2</sup>

延床面積 7,779m<sup>2</sup>

プール 長さ 50m 8コース  
(約18m)、観覧席および四方プールサイド付

竣工予定 昭和46年12月末

総工費 8億円

なお、大学会館建設および国際学術交流のための奨学資金(教官の海外派遣費および海外学術研究交流に対する補助)についてはともに具体化するために、前者にあつては、学内実行小委員会および記念施設建設委員会で、後者にあつては、実行小委員会および11月16日に学内に設けられた記念奨学資金設定準備委員会で検討をすすめる予定である。

なお、10月31日現在の募金状況は、次のとおりである。

	件数	寄附申込金額	納入済金額
総額		円 1,803,159,931	円 1,673,850,871
法人	421	円 1,696,290,252	円 1,571,020,252
同窓生	15,757	円 104,736,114	円 100,938,054
一般有志	92	円 2,133,565	円 1,892,565

(事務局)

## 月曜会メモ

第72回(10.12) 司会 菱山 泉会員  
部局からの報告はなく、まず、木材研究所、ついで、ウイルス研究所の改革の報告にはいり、活発な質疑討論が行なわれた。

## 1. 木材研究所の改革

木材研究所には、公式の議決機関として、専任教授のみからなる協議員会があるが、実質的な決定機関は、教授・助教授・講師全員からなる所員会議である。また、予算配分については、それぞれの実人員に応じてまず各部門に配分し、部門内の配分は部門ごとに行なわれてきた。所長選挙も、昭和33年に改訂された方式によって、助手以上の教官全員が投票権をもつて行なっている。

紛争以来、すでに実施されている改革には、まず第1に昨年2月に発足した木材研究所大学問題委員会がある。この委員会は教授層をはじめ事務職員・院生をも含めた5層12名の委員によって構成されている。当初予定された討議項目は(1)大学の理想像、(2)木材研究所内の諸問題、(3)大学の社会に対する役割と実現方法であり、原則として、昨年度は毎週、本年度は隔週に定例会議を催し、現在に至っている。委員は各層から持ち寄った議題を討議し、必要に応じて所員会議または後記の全体会議にその結果を提出する。これまでに、(1)全体会議の設立(昭44.3)(2)木工場のあり方についての所員会議開催要求(昭44.8)(3)研究集会の開設(昭45.2)を、それぞれ所員会議に要求し、いずれも承認実施されている。なおこの委員会は、所期の目的を達した時自主的に解散できる。

第2に昨年4月に発足した木材研究所全体会議があり、これまで、臨時措置法反対、宿直問題などに関しその都度全体会議が開催された。最後に、今年2月に発足した木材研究所研究集会は、院生をも包含して、今年の5月から6回の会合を重ね、これからの木材研究はいかにあるべきかという問題をふまえて、各部門の研究のあり方について討論が展開されている。

以上が、木材研究所においてすでに実施されている改革の概要であるが、当面の問題としては、所員会議の構成、宿日直のあり方、などのことがある。

以上の報告に対して、大学院の専攻・入試のあり方、全体会議と所員会議との関係、所員会議の構成とその拡充、職組との関係、宿日直制の合理的な進め方などから、研究所一般に共通の大学院問題にいたるまで、活発な質疑討論が行なわれ

た。

## 2. ウイルス研究所の改革

ウイルス研究所は、当初2部門として昭和31年に設立され、現在7部門1施設になっている。正式の議決機関として協議員会があり、専任教授と関連学部の教授より構成されていた。ほかに、当初専任教授のみ、ついで助教授を加えた教授会があり、これは、協議員会のような正式の機関ではないが、部門の増加にともない、次第に実質的な決定機関の性格をもちつつあった。他方、若手研究者の間から自発的に形成された研究員会があり、これは、教官、院生・研究生等全研究員によって構成され、親睦と学術の振興を目的としていたけれども、他方、実質的な所長選挙を行なったり、あるいは米軍研究費受入れ、医学部紛争などの問題について、研究者の討議の場となり、決議文の採択などを行なってきた。

以上が紛争以前のウイルス研究所の管理機構の概要であるが、紛争以後、研究員会に対する行政職員の批判が表面化し、改革の推進力は、昨年1月から2、3月までに形成された各階層会議(院生会、助手教務員会、行政職員会、定員外職員会、教授会)と全所集会(行政職員を含む全構成員による)とに負うことになった。

昨年2月に、教授会が次の見解を公表したが、これは一般に「教授会解体宣言」とうけとられている。その骨子は、(1)教授会は改革のある時点で解体さるべきこと、(2)それに代わる全構成員による全体会議が設立され、それを基盤として、管理運営機関が新設さるべきこと、(3)それに至るまで現教授会が管理運営の責任をとる、というものである。

3月に、助手層の要求に基づいて、教授会公開にふみ切った。傍聴のみならず発言をも許すことになったが、大した混乱なしに行なわれている。

6月には、所長の改選が行なわれたが、その際、研究所全構成員の意向を聴取した。その聴取の方式は、研究員以外に定員内の行政職員および総長発令定員外職員を対象とすることを骨子としている。

現在、事実上の管理運営の推進は、人事・予算・研究生の受け入れ・待遇改善・全体会議準備会など10ばかりの委員会に負っているが、これは、

全体会議の基本的な機能の一部が現実化しつつあるとみなされるかもしれない。

ここでの当面の問題点として、たとえば、研究者人事構想委員会において、従来の部門制を外して自由なグルーピングが策定され、各階層会議の完全な了解を得るべく努力中である。また、予算配分についても、委員会原案として、従来の部門別配分を止め院生・研究生を含む研究員に対する均等配分（但し、逡減方式をとりいれている。）が提案されたが、同時に院生の教育予算として一定額を決めて残額を全教官に均等配分する案も検討されている。

全所集会は今年になってからは、まだ開かれておらず、全体会議の設立については、その準備委員会があるけれども、いまのところ、その仕事の進捗ははかばかしくない。

以上のような報告に対して、研究費の種類、予算配分方法、人事運営に関する自由なグルーピングの問題、各種委員会の構成、部門制を外すことと科学研究の必要性との関係、所長選挙における選挙権拡大の問題などについて活発な質疑応答があった。

今回は、基礎物理学研究所、化学研究所の改革に関する報告に基づいて討議することになった。  
(菱山 泉会員)

第73回(10.19) 司会 荒木不二洋会員

#### 1. 部局報告

文学部より17日から22日にわたるストライキについての報告があった。

#### 2. 大検委報告

第一部会より大学の任務について出された委員会内報告の公表に関して討議中であるとの報告があった。

#### 3. 化学研究所の制度改革について

化学研究所は理・工・農・薬・医に関係した20部門と1研究施設、総勢三百数十人から成り、最近学部からの独立態勢に入って間もなく改革が始まったという状況説明のあと、過去1年間の改革への動き、10項目が順次説明された。(1)教授、助教授、助手、院生、事務室、研究室系(研修員・技官・事務官)の6層にわかれた各層集会の発足。(2)庶務、出版、施設、学生、図書、講演、厚生、地区という8常置委員会の設置。各層より1名以内の代表で構成。(3)以前より存

在した部門連絡会について研究室への報告の義務ができた。(4)諸委員会から2名参加する調整委員会の設置。(5)教授懇談会および教授会のメモを作り各研究部門へ5部配布。(6)各層より8名以内の委員をそれぞれ選んで構成する化学研究所制度検討特別委員会の設置。改革の方向を答申するのが目的。(7)助手層より教授会公開の要求があったが、文書の往復による論争があり未解決。(8)財政の公開として本年2月に専任教授と調整委員で予算の分配案を議論し教授会で決定。6月に予算について公聴会を開いた。

(9)欠員教授の選考にあたり教授選考臨時手続を作った。専任教授に同数の他層委員を加えた構想委員会で分野をきめ公募の上、調査委員会で意見をつけ教授会にはかる。(10)所長選出方式について討議中。

以上の説明に対し、層を根拠にした運営と部門にわかれた研究に関する矛盾の有無、所長発令非常勤職員への採用による博士課程修了者への財政的補助、大学院生の傷害保険、その他細部にわたる活発な質問が出された。

#### 4. 基礎物理学研究所

まず運営の概略が説明された。素粒子論グループおよび物性論グループより選出された研究部員30名に運営委員、所長が加わって年3回行なわれる研究部員会議で、研究計画の決定、人事、研究所のあり方、より広く基礎物理学をすすめる上での問題が討議される。運営委員会は所長が日本学術会議に推薦を依頼してきめる学外委員8名と学内委員8名よりなり、研究部員会の結論の確認のうで運営され人事の具体的決定等を行なう。学部の教授会にあたる協議員会では、運営委員会の結論を尊重して決定がなされ、また所内の問題に関しては所員会議で討議される。これらとは全然別個に適宜問題をとらえて討論する場として昨年より全構成員集會がもたれるようになった。人事は公募制をとり、所員(教官)には任期がつけられている。大学院については、固有の院生は持たず、物理学専攻の院生の教育には参加している。

この1年間に改革された点としては、協議員会のメンバーが助手にまで拡大されたことである。これは、助手の人もメンバーになるのが望ましいとの従来の考え方を制度化したものである。新し

い動きとしては、全構成員集会を設けたこと、「総長選挙および評議会参加についての基礎物理学研究所の立場」についての所員会議の見解を出したことである。後者は、共同利用研と大学との関係は相互尊重、相互干渉の原則で考えるとこの立場から基礎物理学研究所教官は総長選挙において選挙権および被選挙権をもたないのが望ましく、基礎物理学研究所より評議員が出ることは適当でないというものである。

以上の説明に対し、全構成員集会の性格、所員会議と協議員会の関係、任期の強制力、共同利用事務室の役割と組織、助手、基盤グループの構成等について質問が出された。

今回は数理解析研究所、原子炉実験所の報告が予定されている。(荒木不二洋会員)

第74回(10.26) 司会 玉垣良三会員

部局報告として、法学部から本月22日付で平場教授が法学部長になられたこと、教養部および農学部から10.21をめぐっての学生大会等の状況について報告があった。

次いで、部局における改革に関する報告が、数理解析研究所および原子炉実験所から行なわれた。

### 1. 数理解析研究所の報告要旨

昨年に行なわれた改革点はない。数理解析研究所の運営の現状は次のとおりである。数理解析研究所は日本学術会議で勧告され44年2月に完成をみた9部門の研究所である。協議員会は最高議決機関であり専任、併任および学内の教授より構成される。共同利用の議決機関として、学内、学外同数の委員よりなる運営委員会がおかれる。学外委員は日本学術会議の数学研究連絡委員会、物理学研究連絡委員会より推薦をうけて決められている。運営委員会の下に専門委員会と計算機委員会がおかれている。専門委員会は専任の教授、助教授および数学研究連絡委員会、物理学研究連絡委員会、力学研究連絡委員会、情報処理学会より推薦された委員より構成され、研究計画の査定を行なっている。

所内の運営には、所内教授会および研究員会議がおかれ、後者は決議は行なわないでインフォメーションの伝達を主目的とし、協議員会の前後の週に行なっている。

予算は個人配分はせず、使用目的に対する配分をきめ全体で使用する。人事については、その都度教授によりなる人事委員会を持って、協議員会

で決めている。任期制はとっていないが、助手の場合昇任して転任する例が多く、実質的交流はある。大学院については、大半の教官は数学専攻に、少数の教官が物理学専攻にタッチしている。共同利用は研究会、長期・短期の研究員の制度があり、所内操作で共同利用係をおいて事務にあっている。このほか、図書室は、全国的な文献センターとしての役割をも持つよう努力が払われている。

### 2. 原子炉実験所の報告要旨

他の研究所と異なる点として、原子炉等の安全管理のため、5名の所内の教授よりなる安全委員会が隔週に、また所長と学内5名学外3名の委員よりなる保健物理委員会が3か月毎に持たれている。

研究所は7部門よりなり、最高議決機関として所内7名、所外6名の教授のみで構成する協議員会がある。また所内外それぞれ12名よりなる運営委員会がおかれていて、所内は助教授以上の互選、所外は原子炉利用研究者グループより選挙のうえ半数推薦、半数は地域専門を考慮して現委員より推薦できめられている。実験所運営に関し所内の意志集約のため、所員会議が持たれている。構成は、教授と助教授の全員、事務長、事務長補佐、助手会で選ぶ助手6名、技官3名、事務系職員5名および小委員会の委員長である。所員会議の下に各種の委員会をおいて運営している。人事については公募制をとっている。大学院については、現在は理、工、農の研究科に分れているが、出来れば工学研究科の中に一本化を要望している。

昨年行なわれた改革はなかったが、動きとしては、助手層からの要求として、所員会議に助教授全員が加わるのではなく、助教授・助手から選ぶという内規改正の提案があったが、全所投票の結果否決され、内規改正は目的の一部変更のみに止まった。その他、昨年2月より原子炉実験所問題懇談会が持たれ、所内の問題、共同利用研の問題について調査、検討が行なわれている。

以上の報告について質疑が行なわれたあと、共同利用研と大学との関係について討論が行なわれた。問題となった点は、大学の附置の長所と短所、直轄研究所における問題点、評議会等大学の運営に関する諸組織への関与の程度と全国研究者に基礎をおく共同利用研の立場との関係等であった。

(玉垣良三会員)